その2

高松市・庵治町合併協議会第6回会議

附属資料(建設計画分)

~ 豊かな自然と特徴ある地域産業を生かし、 創造的生活を育てる海の交流拠点を目指して~

> 高松市と庵治町の合併による まちづ〈リプラン(建設計画) = 案 =

平成16年12月 高松市・庵治町合併協議会

目 次

| はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
|---|----|
| 1 合併の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 2 計画作成の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 第1章 高松市と庵治町の概況 | 4 |
| 1 - 1 位置と地勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| 1 - 2 人口と世帯数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| 1 - 3 交流人口 ************************************ | 13 |
| 1 - 4 広域連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 15 |
| 第2章 まちづくりの基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 16 |
| 2 - 1 新しいまちづくりの理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 16 |
| 2 - 2 庵治町地域のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 17 |
| 2 - 2 - 1 庵治町地域の役割と機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 17 |
| 2 2 を 産治町地域のまちづくりの課題と対応の基本方向(考え方) | 18 |
| 2 - 3 まちづくりの基本目標および基本方針と施策の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 19 |
| 2 - 4 市の将来構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 21 |
| 2 - 4 - 1 将来構想の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 21 |
| 2 - 4 - 2 将来構想を展望した都市づくりの方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 22 |
| 2-4-3 将来都市構想における望ましい都市像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 24 |
| 2 - 4 - 4 エリア別の機能整備の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 25 |
| 第3章 施策・事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 27 |
| 3 - 1 "連帯"のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 27 |
| ~保健・医療・福祉の充実した心身ともに健康に暮らせるまちの実現~ | |
| (1) 高齢者・障害者にやさしいまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 27 |
| (2)保健と医療の充実したまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 28 |
| (3)子どもたちを健やかに育てるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 28 |
| (4)基本的人権を尊重するまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 28 |

| 3 - 2 "循環"のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 30 |
|---|------|
| ~自然を守り、生かした、自然と共生するまちの実現~ | |
| (1)自然環境の保全と共生に基づくまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 30 |
| (2)水資源を大切にするまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 30 |
| (3)リサイクル型社会を構築するまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 31 |
| (4)自然景観と親しむ快適なまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 31 |
| 3 - 3 "連携"のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 33 |
| ~安全・安心な生活環境のもと、うるおい、ゆとり、 | |
| 文化、生活の豊かさを創造するまちの実現~ | |
| (1)安全で安心して生活できるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 33 |
| 、 ´ ´ (2) 人材を育み、人々がいきいきと元気に暮らせるまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 34 |
| (3)生活の豊かさを実感できるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 34 |
| (4)歴史と伝統文化を生かしたまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 35 |
| 3 - 4 " 交流 " のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 37 |
| ~豊かな交流資源を生かした活気あふれるまちの実現~ | |
| (1)魅力ある観光・交流を育てるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 37 |
| (2)時代の変化に応える産業を育てるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 37 |
| (3)広域的な交流を育てるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 38 |
| (4)利便性の高い交流基盤に支えられたまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 39 |
| 3 - 5 "参加"のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 41 |
| ~ 住民一人ひとりが参画するまちの実現 ~ | |
| (1)行財政運営基盤の充実強化を目指すまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 41 |
| (2)心ふれあうコミュニティ形成を基礎としたまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 41 |
| (3)住民と行政のパートナーシップに基づくまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 42 |
| | 72 |
| 3 - 6 香川県事業の推進 | 43 |
| 第4章 公共的施設の統合整備 | 44 |
| 第 5 章 財政計画···································· | 45 |
| | |
| 5 - 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 45 |
| 5 つ 持入、特里の老う亡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | . 15 |

はじめに

1 合併の考え方

今日、住民に最も身近な行政サービスの提供主体である基礎自治体(市町村)を取り巻く行財 政環境は、財政面、行政運営面を問わず、ますます厳しさの度を増しており、これに的確かつ効 果的に対応するための手法として、「市町村合併」が大きな政策テーマとして取り上げられてい ます。

高松市と庵治町においても、ほぼ同様の状況にあり、時機を失することのないよう、次のような視点に立って、合併を進めることとしました。

(1)生活圏の広域化への対応

今日の社会経済活動の進展、特に、交通網や情報通信技術の発達などにより、通勤・通学をは じめ、医療、買物など、住民の生活圏は、市町の区域を越えて拡大しています。

高松市と庵治町をはじめとする圏域においても、住民の生活圏の広域化に伴い、交通体系の整備をはじめ、都市計画や土地利用、公共施設の一体的な整備、環境問題への対応など、広域的なまちづくり施策に対するニーズは、ますます増大するとともに、公共サービスの提供と受益・負担の関係において、不均衡が生じています。

このようなことから、住民の生活実態が一つの圏域として成り立っている地域では、圏域全体としての行政投資の有効化、生活圏における行政サービスの均一性、同質性の確保を図る観点から、拡大する生活圏に即した一体的で総合的な施策の展開が求められており、それを実現するためには、合併によって一つの自治体となることが究極の有効な手段と考えられます。

(2) 少子・高齢社会への対応

本格的な少子・高齢社会を迎え、生産年齢人口の減少や老年人口の増加は、経済活力の低下に伴う税収の減少、保健・医療・福祉等の社会保障関係の経費の増大など、自治体の財政に多大な 影響を与えることが考えられます。

このため、自治体においては、限られた財源の中で、一定水準の行政サービスを維持・確保することが課題となっています。

このようなことから、合併により、財源やマンパワーの確保をはじめ、行政資源の再配分と効率的運用を図るなど、行政コストの縮減と住民ニーズに的確に応えられる合理的な行政組織の再構築を進めていくことが求められています。

(3)自治能力の強化

地方分権の進展に伴い、自治体は、「自己決定・自己責任」の理念に基づき、地域の特性を生かした主体的なまちづくりを進め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることが求められており、地域間競争が激化し、住民ニーズも多様化、高度化する中で、自治体の行政能力を高める必要があります。

一方、国・地方における厳しい財政状況は今後も続くものと予想され、行財政改革の積極的な 推進などによる自治体における自助努力が一層求められています。

このような自治体を取り巻く環境の大きな転換期に、的確に対応しながら、"自分たちのまちは自分たちで責任を持つ"という「地域自治(住民自治)」の本旨に則り、地域みずからのまちづくりを推進するためには、地方分権時代にふさわしい自治能力を確保することが必要です。

このようなことから、合併により、規模のメリットを生かしながら、行財政基盤・体制の充実 強化を図ることが、現時点において最も効果的な手段であり、地方分権の実をあげるものと考え られます。

(4)緊密なつながりを踏まえた高松市・庵治町の合併

高松市は、古くは城下町として栄え、近年は、中央官庁や企業の出先機関が集積する行政、経済などの中枢管理都市として発展し、平成11年には中核市に移行しました。

庵治町は、四国本土の最北端に位置し、三方を瀬戸内海に面した風光明媚なまちで、漁船漁業を中心とした漁業、庵治石のブランドと高い技術力を誇る石材業を基幹産業として発展してきました。

高松市と庵治町は、瀬戸内海の美しい景観、源平合戦史跡など、自然環境をはじめ歴史的にもつながりも深い地域です。また、通勤・通学や医療、買物など生活面で強い結びつきも強く、高松地区広域市町村圏を構成する自治体として、近隣町と共同で、多くの広域行政に取り組み、信頼関係を築いてきました。

このようなことから、住民の生活圏をはじめ、行政、経済、社会等の様々な分野における高松 市と庵治町の緊密なつながりを十分に踏まえ、両市町の合併により、一体的な新しいまちづくり を推進し、住民福祉の向上を図ることは大きな意義があると考えます。

2 計画作成の方針

(1)計画作成の趣旨

高松市と庵治町の合併に伴う新しいまちづくりのための基本方針を定めるとともに、この基本方針に基づく建設計画を作成し、その実現を図ることにより、両市町の速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進め、もって地域住民の福祉の向上と地域の均衡ある発展を図ります。

(2)計画の構成

この計画は、合併による新しいまちづくりのための基本方針、基本方針を実現するための施策・ 事業、公共的施設の統合整備および財政計画を中心として構成します。

高松市と庵治町の概況

まちづくりの基本方針

施策・事業

公共的施設の統合整備

財政計画

(3)計画の期間

まちづくりの基本方針は、将来の都市づくりの方向性を展望した長期的視野に立つものとし、 施策・事業、公共的施設の統合整備および財政計画は、平成17年度(合併の日)から平成27 年度までとします。

(4)計画の区域

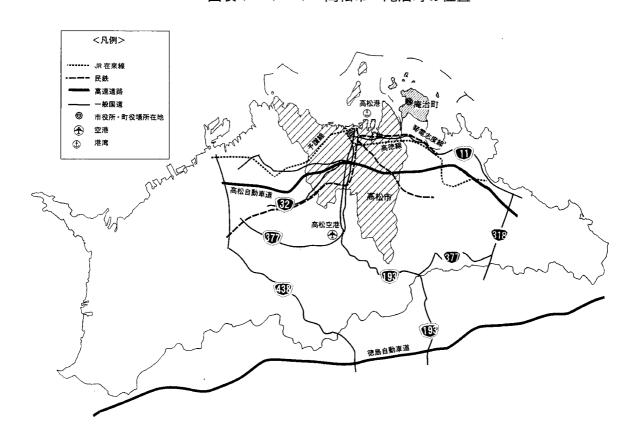
原則として庵治町地域を対象としますが、両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展に資すると認められる場合は、高松市地域についても対象としています。

第1章 高松市と庵治町の概況

1-1 位置と地勢

高松市と庵治町は、四国の東北部、香川県のほぼ中央部に位置し、北は瀬戸内海に面し、大島、 女木島、男木島などの島々が点在しています。四国本土の最北端に位置する庵治町は、三方を瀬 戸内海に面する半島のまちで、高松市の中心部から約13kmの距離にあります。(図表1-1-

面積は、高松市が 194.34 km²で、うち可住地面積が 79.1%を占めています。一方、庵治町は 15.83 km²で、可住地面積比率は 51.4%となっています。また、両市町の総面積は 210.17 km²で、香川県の総面積(1,875.98 km²)の 11.2%を占めています。



図表1-1-1 高松市・庵治町の位置

図表1-1-2 面積、可住地面積と比率等

| | 高松市 | 庵治町 | 両市町合計 | 香川県 |
|----------------|--------|-------|--------|----------|
| 面積(km²) | 194.34 | 15.83 | 210.17 | 1,875.98 |
| 可住地面積(km²) | 153.79 | 8.14 | 161.93 | 991.35 |
| 可住地面積比率(%) | 79.1 | 51.4 | 77.0 | 52.8 |
| 県全体に占める面積比率(%) | 10.4 | 0.8 | 11.2 | 100.0 |

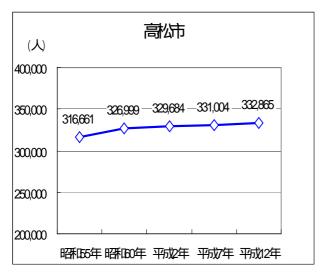
(注)面積は平成14年、可住地面積は平成12年のデータ

1-2 人口と世帯数

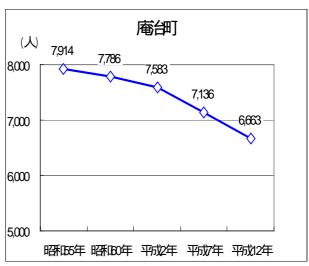
1 - 2 - 1 総人口

平成12年の国勢調査によると、人口は高松市が332,865人、庵治町が6,663人で、両市町合計の総人口は339,528人となっています。(図表1-2-1)

20年前の昭和55年の人口と比較すると、高松市は5.1%の増加となっているのに対し、庵治町では15.8%減となっており、過疎化が進んでいます。



図表1-2-1 人口の推移(昭和55年~平成12年)



(単位:人、%)

| | | 昭和55年 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 |
|---|----------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| i | 高松市 | 316,661 | 326,999 | 329,684 | 331,004 | 332,865 |
| | 昭和55年を100とした指数 | 100.0 | 103.3 | 104.1 | 104.5 | 105.1 |
| | 5年前との増減率 | 5.9 | 3.3 | 0.8 | 0.4 | 0.6 |
| J | 奄 治町 | 7,914 | 7,786 | 7,583 | 7,136 | 6,663 |
| | 昭和55年を100とした指数 | 100.0 | 98.4 | 95.8 | 90.2 | 84.2 |
| | 5年前との増減率 | 0.8 | 1.6 | 2.6 | 5.9 | 6.6 |
| 両 | 市町合計 | 324,575 | 334,785 | 337,267 | 338,140 | 339,528 |
| | 昭和55年を100とした指数 | 100.0 | 103.1 | 103.9 | 104.2 | 104.6 |
| | 5年前との増減率 | 5.7 | 3.1 | 0.7 | 0.3 | 0.4 |
| | 県内シェア | 32.5 | 32.7 | 33.0 | 32.9 | 33.2 |
| 香 | 川県 | 999,864 | 1,022,569 | 1,023,412 | 1,027,006 | 1,022,890 |
| | 昭和55年を100とした指数 | 100.0 | 102.3 | 102.4 | 102.7 | 102.3 |
| | 5年前との増減率 | 4.0 | 2.3 | 0.1 | 0.4 | 0.4 |

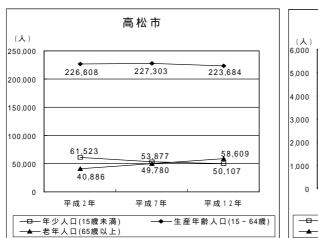
(資料)『国勢調査報告』(総務省)

1 - 2 - 2 年齢階層別人口

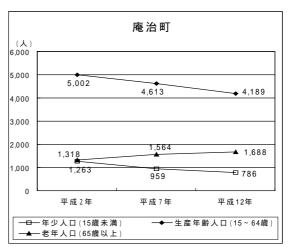
平成2年から平成12年の間の年齢階層別人口をみると、高松市では、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が微減、年少人口(15歳未満)が減少する一方、老年人口(65歳以上)が増加し、平成12年には老年人口が年少人口を上まわっています。一方、庵治町では、生産年齢人口が減少、年少人口も37.8%減と大きく減少する中、老年人口が28.1%増加しています。(図表1-2-2)

この結果、平成12年の両市町の年齢階層別人口構成比は、年少人口が15.0%、生産年齢人口が67.1%、老年人口が17.8%となっており、10年前の平成2年と比較すると、年少人口と生産年齢人口が減少する一方、老年人口が増加し、少子・高齢化が進行しています。

特に庵治町では、10年前と比較して、老年人口の構成比が7.9 ポイント増の25.3%となっています。(図表1-2-3)



図表1-2-2 年齢階層別人口の推移(平成2年~12年)

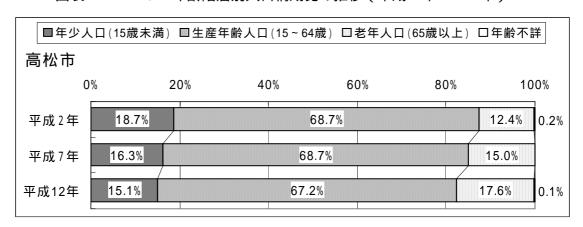


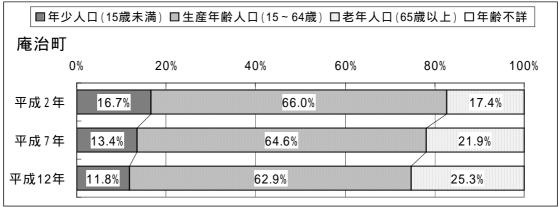
(単位:人)

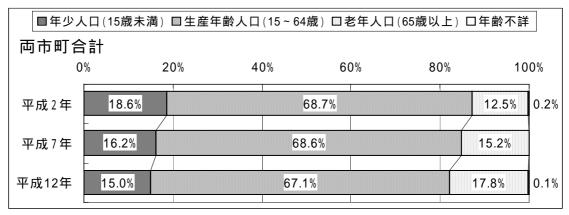
| ı | 市 | 町 | 年 | 年少人口 | 生産年齢人口 | 老年人口 | 年齢不詳 | 総数 |
|----|-----|----|-------|---------|----------|---------|--------|-----------|
| ᅎ | נוו | μJ | + | (15歳未満) | (15~64歳) | (65歳以上) | 十四~八、十 | 心女人 |
| | | | 平成2年 | 61,523 | 226,608 | 40,886 | 667 | 329,684 |
| 高 | 松 | 市 | 平成7年 | 53,877 | 227,303 | 49,780 | 44 | 331,004 |
| | | | 平成12年 | 50,107 | 223,684 | 58,609 | 465 | 332,865 |
| | | | 平成2年 | 1,263 | 5,002 | 1,318 | - | 7,583 |
| 庵 | 治 | 町 | 平成7年 | 959 | 4,613 | 1,564 | - | 7,136 |
| | | | 平成12年 | 786 | 4,189 | 1,688 | - | 6,663 |
| | | | 平成2年 | 62,786 | 231,610 | 42,204 | 667 | 337,267 |
| 両市 | 丁町? | 合計 | 平成7年 | 54,836 | 231,916 | 51,344 | 44 | 338,140 |
| | | | 平成12年 | 50,893 | 227,873 | 60,297 | 465 | 339,528 |
| | | | 平成2年 | 184,729 | 680,493 | 157,237 | 953 | 1,023,412 |
| 香 |]]] | 県 | 平成7年 | 161,674 | 678,404 | 186,850 | 78 | 1,027,006 |
| | | | 平成12年 | 148,215 | 659,881 | 214,242 | 552 | 1,022,890 |

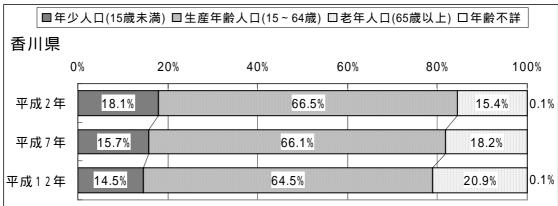
(資料)『国勢調査報告』(総務省)

図表1-2-3 年齢階層別人口構成比の推移(平成2年~12年)









(注)数値の単位未満を四捨五入したため、合計が100%とならない場合がある。(以下同様) (資料)『国勢調査報告』(総務省)

1 - 2 - 3 一般世帯数

平成12年の両市町の一般世帯数⁽¹⁾は132,846世帯で、高松市は10年前の平成2年と比較して、14.7%増加していますが、庵治町は2,003世帯で、10年前と比較して、43世帯、2.1%の減少となっています。

また、両市町の1世帯当たりの人員は、平成12年は2.51人で、平成2年の2.85人と比べると、減少しており、核家族化が進んでいることがうかがえます。(図表1-2-4)

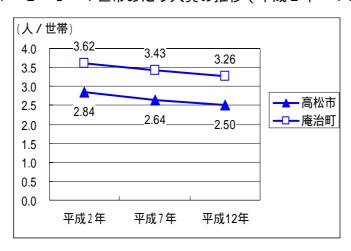
図表1-2-4 一般世帯数、世帯人員、1世帯あたり人員の推移(平成2年~12年)

(単位:世帯、人)

| | 1 | , | (— | <u> </u> |
|-------|--------|---------|-----------|---------------|
| 県市町 | 年 | 一般世帯数 | 世帯人員 | 1 世帯当たり 人員 |
| | 平成 2 年 | 114,067 | 323,508 | 2.84 |
| 高 松 市 | 平成7年 | 123,252 | 325,410 | 2.64 |
| | 平成12年 | 130,843 | 326,583 | 2.50 |
| | 平成2年 | 2,046 | 7,414 | 3.62 |
| 庵 治 町 | 平成7年 | 2,033 | 6,975 | 3.43 |
| | 平成12年 | 2,003 | 6,527 | 3.26 |
| | 平成2年 | 116,113 | 330,922 | 2.85 |
| 両市町合計 | 平成7年 | 125,285 | 332,385 | 2.65 |
| | 平成12年 | 132,846 | 333,110 | 2.51 |
| | 平成 2 年 | 321,453 | 1,004,177 | 3.12 |
| 香川県 | 平成7年 | 345,422 | 1,008,114 | 2.92 |
| | 平成12年 | 363,955 | 1,001,785 | 2.75 |

(資料)『国勢調査報告』(総務省)

図表1-2-5 1世帯あたり人員の推移(平成2年~12年)



(資料)『国勢調査報告』(総務省)

⁽¹⁾一般世帯とは、住居と生計を共にしている人の集まり、または一戸を構えて住んでいる単身者、寮・寄宿舎や下宿などにいる単身者をさし、病院、社会施設、矯正施設等に入所する人の集まりを除いたものです。

1 - 2 - 4 産業別就業人口

平成12年の両市町の総就業者数は167,869人で、5年前の平成7年に比べ、2.0%減少しています。特に庵治町では、8.4%減少しています。

平成12年の両市町の産業別就業人口の構成比は、第一次産業が3.5%、第二次産業が21.5%、第三次産業が74.3%となっています。第一次、第二次産業に従事している人口は減少傾向にありますが、第三次産業に従事している人口は増加傾向にあります。(図表1-2-6)

また、庵治町の第一次・第二次産業就業人口の構成比は、高松市に比べてウェイトが高くなっていますが、10年前の平成2年と比べ、減少しており、特に、第二次産業就業人口は19.6%減少し、構成比も4.3ポイント低下しています。(図表1-2-7)

図表1-2-6 高松市・庵治町の産業別就業人口の推移(平成2年~12年)

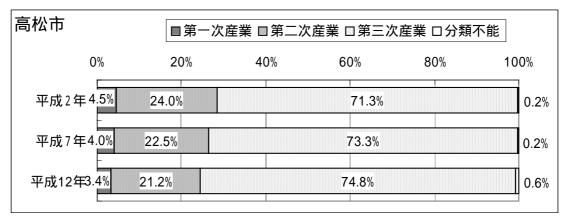
(単位:人、%)

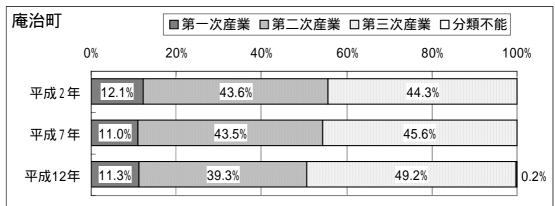
| | - | шт | <i>t</i> | 総就業者数 | Ţ | | | |
|----|-------------|----|----------|------------------|---------------|-----------------|-----------------|--------------|
| 県 | 市 | 町 | 年 | | 第一次産業 | 第二次産業 | 第三次産業 | 分類不能 |
| | | | 平成 2 年 | 160,440 100.0 | 7,194 4.5 | 38,476 24.0 | 114,431 71.3 | 339 0.2 |
| 高 | 松 | 市 | 平成7年 | 167,610 100.0 | 6,762 4.0 | 37,680 22.5 | 122,800 73.3 | 368 0.2 |
| | | | 平成12年 | 164,563 100.0 | 5,534 3.4 | 34,862 21.2 | 123,127 74.8 | 1,040 0.6 |
| | | | 平成 2 年 | 3,706 100.0 | 450 12.1 | 1,614 43.6 | 1,641 44.3 | 1 0.0 |
| 庵 | 治 | 町 | 平成 7 年 | 3,611 100.0 | 396 11.0 | 1,569 43.5 | 1,646 45.6 | 0 0.0 |
| | | | 平成12年 | 3,306 100.0 | 374 11.3 | 1,298 39.3 | 1,626 49.2 | 8 0.2 |
| | | | 平成 2 年 | 164,146 100.0 | 7,644 4.7 | 40,090 24.4 | 116,072 70.7 | 340 0.2 |
| 両市 | 声町 台 | 計 | 平成7年 | 171,221 100.0 | 7,158 4.2 | 39,249 22.9 | 124,446 72.7 | 368 0.2 |
| | | | 平成12年 | 167,869 100.0 | 5,908 3.5 | 36,160 21.5 | 124,753 74.3 | 1,048 0.6 |
| | | | 平成 2 年 | 510,143 100.0 | 50,191 9.8 | 163,296 32.0 | 295,907 58.0 | 749 0.1 |
| 香 | Ш | 県 | 平成 7 年 | 527,995 100.0 | 45,207 8.6 | 163,203 30.9 | 318,891 60.4 | 694 0.1 |
| | | | 平成12年 | 511,354 100.0 | 37,582 7.3 | 149,372 29.2 | 322,675 63.1 | 1,725 0.3 |

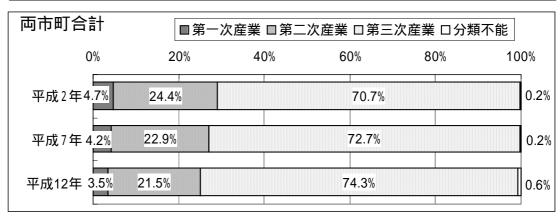
(注)上段は実数、下段は構成比

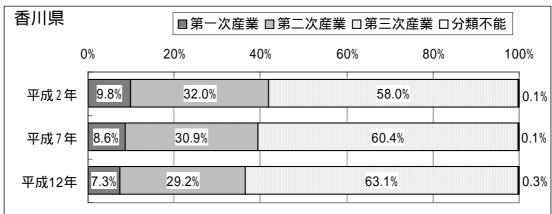
(資料)『国勢調査報告』(総務省)

図表1-2-7 高松市・庵治町の産業別就業人口の推移(平成2年~12年)









(資料)『国勢調査報告』(総務省)

1 - 2 - 5 将来人口推計

(財)日本統計協会の推計では、両市町の将来人口は、総人口が平成32年には、317,186人となり、平成12年の339,528人と比較して、20年間で約2万2千人減少すると推計されています。

市町別に平成12年と平成32年を比較すると、高松市では、6.1%、約2万人の減、庵治町では、30.6%、約2千人の減少と、両市町とも人口の減少が予測されています。(図表1-2-8)また、両市町の年齢階層別人口構成比の推計では、平成27年には4人に1人が65歳以上の高齢者となると予想されています。特に、庵治町の老年人口比率は、平成27年には34.2%と、3人に1人が65歳以上の高齢者となり、平成32年には36.8%に達すると推計されています。(図表1-2-9)



図表1-2-8 将来推計人口の推移(平成12年~32年)

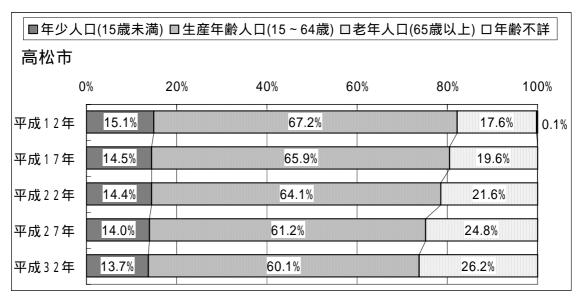
(単位:人、%)

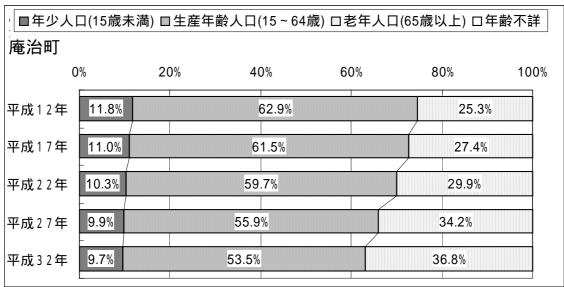
| 市 | 町 | #/ | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 平成32年 |
|---|-----|----|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 高 | 松 | 中 | 332,865 100.0 | 332,032 99.7 | 328,326 98.6 | 321,743 96.7 | 312,564 93.9 |
| 庵 | 治 | 町 | 6,663 100.0 | 6,176 92.7 | 5,670 85.1 | 5,139 77.1 | 4,622 69.4 |
| 両 | 市町台 | 合計 | 339,528 100.0 | 338,208 99.6 | 333,996 98.4 | 326,882 96.3 | 317,186 93.4 |

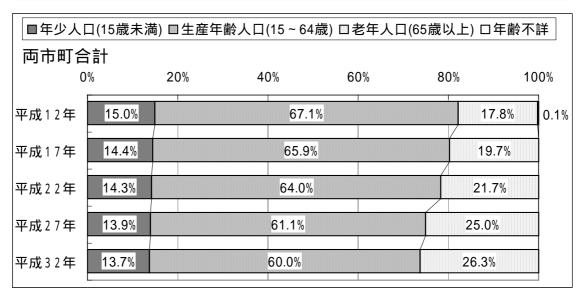
(注)上段は推計値(平成12年は国勢調査にもとづく実数)、下段は平成12年を 100とした指数

(資料)『市町村の将来人口(平成14年3月)』[(財)日本統計協会]

図表1-2-9 年齢階層別将来推計人口比率の推移(平成12年~32年)







(資料)『市町村の将来人口(平成14年3月)』「(財)日本統計協会]

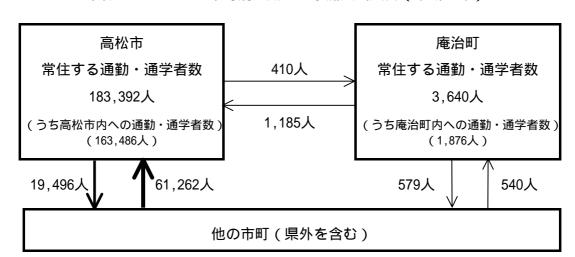
1 - 3 交流人口

1-3-1 通勤・通学

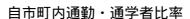
平成12年国勢調査における従業地・通学地集計(15歳以上を対象)による両市町の流出人口は、図表1-3-1のとおりです。

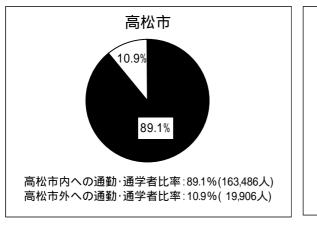
庵治町に常住する通勤・通学者は3,640人で、そのうち48.5%にあたる1,764人が町外に通勤・通学しています。主な通勤・通学先は、高松市が最も多く、1,185人で、町外に通勤・通学する者(1,764人)の67.2%、通勤・通学者総数(3,640人)の32.6%を占めています。

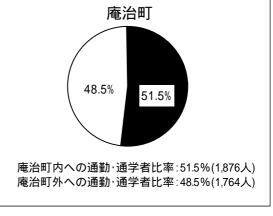
また、庵治町外から庵治町に通勤・通学する者は 950 人で、そのうち 43.2%の 410 人が高松市からの通勤・通学者です。



図表1-3-1 市町別通勤・通学流入出人口(平成12年)







(資料)『国勢調査報告』(総務省)

1-3-2 通院・入院

高松市では、通院患者の 90.1%が市内で受療していますが、庵治町では、通院患者の 86.4%が 高松市に通院しています。

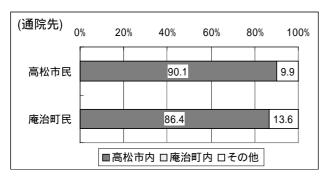
また、高松市では、入院患者の 86.8%が高松市内で、庵治町では、入院患者の 74.3%が庵治町内で受療しています。(図表 1 - 3 - 2)

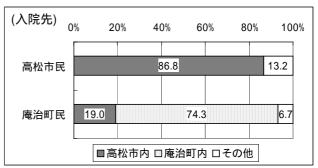
図表1-3-2 高松市と庵治町住民の通院・入院別受療地域

(単位:人、%)

| 住所 | 高松市 | | | | 庵治町 | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-----|----------|-----|-------|
| 項目 | 通院 | 患者 | 入院 | 患者 | 通院 | 患者 | 入院 | 患者 |
| 受療地域 | 人数 | 比率 | 人数 | 比率 | 人数 | 比率 | 人数 | 比率 |
| 高松市 | 6,832 | 90.1 | 2,493 | 86.8 | 89 | 86.4 | 48 | 19.0 |
| 庵治町 | - | - | - | - | - | - | 188 | 74.3 |
| 塩江町 | 6 | 0.1 | 6 | 0.2 | - | - | - | - |
| 三木町 | 379 | 5.0 | 152 | 5.3 | 11 | 10.7 | 7 | 2.8 |
| 香川町 | 82 | 1.1 | 23 | 0.8 | - | - | - | - |
| 牟礼町 | 51 | 0.7 | - | - | 2 | 1.9 | - | - |
| 坂出市 | 48 | 0.6 | 18 | 0.6 | - | - | - | - |
| 綾南町 | 44 | 0.6 | 13 | 0.5 | - | 1 | - | - |
| さぬき市 | 38 | 0.5 | 74 | 2.6 | - | - | 9 | 3.6 |
| 丸亀市 | 34 | 0.5 | 29 | 1.0 | 1 | 1.0 | - | - |
| 香南町 | 28 | 0.4 | - | | - | ı | - | - |
| 善通寺市 | 19 | 0.3 | 48 | 1.7 | - | ı | 1 | 0.4 |
| 国分寺町 | 6 | 0.1 | 3 | 0.1 | - | <u>-</u> | _ | _ |
| 東かがわ市 | 3 | 0.0 | 2 | 0.1 | - | - | _ | - |
| その他県内 | 13 | 0.2 | 11 | 0.4 | - | - | - | - |
| 合計 | 7,583 | 100.2 | 2,872 | 100.1 | 103 | 100.0 | 253 | 100.1 |

通院・入院先構成





(注)通院患者は平成15年6月2日現在。入院患者は一般病床のみで平成15年6月1日現在。 (資料)『香川県患者調査』(香川県)

1 - 4 広域連携

高松市、庵治町をはじめ、1市10町で構成する「高松地区広域市町村圏振興事務組合」では、 老人ホームやし尿処理施設の設置・管理運営など10の事務について共同処理を実施し、広域的な 行政ニーズに対応しており、高松市は10事務のすべて、庵治町は6事務の共同処理に参画してい ます。

このほか、高松地区広域市町村圏振興事務組合以外にも、圏域のそれぞれの市町に関係する一部事務組合が設置されており、庵治町では、図表1-4-1に掲げた4つの一部事務組合に参画しています。

図表1-4-1 高松市と庵治町が参画する一部事務組合で実施している共同処理事務

| 組合名 | 共同処理する事務 | 関係市町 | 設立年月 |
|----------------------|--|---|-------------|
| 高松地区広域市町 村圏振興事務組合 | 広域市町村圏計画策定に関すること | 高松市、香南町、三木町、牟礼町、庵治町、 塩江町、香川町、直島町、綾上町、綾南町、 国分寺町(以下「全市町」という。) | 昭和48年 1月 |
| | 広域市町村圏計画実施のための連絡調 整に関すること | 全市町 | |
| | 養護老人ホームおよび特別養護老人ホーム「ひぐらし荘」の設置・管理運営に 関すること | | |
| | <u>C</u> | 宝巾岬 | |
| | 広域交流センターの設置・管理運営に関 すること | 全市町 | |
| | し尿処理施設の設置・管理運営に関する こと | 全市町(直島町を除く。) | |
| | 南部ごみ処理施設及び同施設に併設する関連施設の設置・管理運営に関すること | 高松市、香南町、塩江町 | |
| | 西部ごみ処理施設及び同施設に併設するスポーツ・レクリエーション公園の設置・管理運営に関すること | | |
| | 椛川ダム建設に関すること | 高松市、香南町、塩江町、香川町 | |
| | 水道用水供給事業に関すること | 高松市、香南町、香川町 | |
| 木田香川地区町村 税滞納整理組合 | 滞納町村税等の整理、町村税等の納付の 啓蒙 | 三木町、牟礼町、庵治町、塩江町、 香川町、香南町、直島町 | 昭和33年 3月 |
| 讃岐地区広域消防 組合 | 消防および救急 | 三木町、牟礼町、庵治町、塩江町、 香川町、香南町 | 昭和51年11月 |
| 香川県東部清掃施設 組合 | こと | 庵治町、香川町 | 平成5年4月 |
| 香川県市町総合事 務組合(注) | 市町職員の退職手当支給、議員その他非 常勤職員の公務災害および通勤による 災害補償等、非常勤消防団員の災害補償 等に関する事務 | 善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ 市、県内全町、一部事務組合 | 平成 16 年 7 月 |

(注)香川県市町職員退職手当組合(昭和33年10月設立)、香川県市町非常勤職員公務災害補償等組合(昭和33年11月設立)、香川県消防補償等組合(昭和31年10月設立)が統合

(資料)『高松地区広域市町村圏振興事務組合規約』、『香川県市町行財政要覧』(香川県自治振興課)

第2章 まちづくりの基本方針

2 - 1 新しいまちづくりの理念

高松市と庵治町の合併による新しい都市地域は、香川県の中央部に位置し、瀬戸内海に浮かぶ、 大島、女木島、男木島などの島々を有し、県面積の約11%を占め、県人口の約33%が居住しています。

また、この都市地域は、行政、経済などの中枢管理機能が集積するとともに、香川県内の東西 軸、南北軸となる高速道路や国道をはじめ、高松空港、高松港など、総合的な交通ネットワーク が整備され、商工業、農林水産業などの多彩な産業が発達する一方で、海から山までの豊かで変 化に富んだ自然、固有の歴史と地域文化、多彩な観光レクリエーション・交流資源などを有して います。

こうした状況のもと、合併による新しい都市においては、これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重する中で、地理的条件をはじめ、都市機能や産業基盤、多様な地域資源、さらには、両市町のそれぞれの地域特性などを生かしながら、総合的、一体的なまちづくりを進めていく必要があります。

また、合併により、行財政基盤の充実強化を図りながら、一体的、効率的な行政を進め、多様化、高度化する住民ニーズや社会経済環境の変化に適切に対応した住民サービスと住民福祉の一層の向上を図る必要があります。

このため、地域全体の魅力や個性をより一層高める中で、新たな活力を生み出し、豊かで持続 的な発展が可能な地域社会、文化的で快適な生活が営める都市の創造を目指すとともに、みずか らの判断と責任でまちづくりを実践し得る自立性の高い自治体を目指します。

2 - 2 庵治町地域のまちづくり

2-2-1 庵治町地域の役割と機能

瀬戸内海を活用した交流拠点機能

庵治町地域は、三方が瀬戸内海に面した半島で、大島をはじめとする島々が点在し、風光明媚な景観を擁するとともに、瀬戸内海の豊かな水産資源に恵まれ、香川県有数の漁業の町として発展してきました。また、最近では映画のロケ地として全国的な知名度を得ています。

このような自然や食・特産品など庵治町地域の優れた財産は、地域住民のみならず、近隣市町の住民のやすらぎとうるおい、学習などの場として活用できる可能性をもっており、今後、観光・交流機能の整備と受け入れ態勢の形成により、瀬戸内海を活用した広域的交流拠点としての役割を担うことが期待されています。

地域の活力を育てる文化・芸術機能

庵治町地域は、良質な花崗岩「庵治石」の産地で、全国有数の石材加工の生産地域が形成され、 その優れた技術が受け継がれ、高い評価を得ています。また、城岬公園や緑道公園やすらぎの道 などに多くの石の彫刻が展示されており、身近に芸術に触れることのできる地域でもあります。

このような庵治町地域特有の財産を、地域の魅力を高め、活力を育てるうえで、積極的に活用していく必要があります。

自然と共生するやすらぎ機能

豊かな海洋資源等を有する庵治町の自然環境は、多くの人々の心にうるおいとやすらぎを与えるとともに、海や自然を舞台としたレクリエーションや保養の場を提供しており、これら自然と共生するやすらぎ機能は、庵治町の大きな財産です。さらに、価値観の多様化に伴い、一人ひとりの生活様式が重視される今日、快適な生活空間を提供するやすらぎ機能は、ますます重要なものとなっています。

以上のような役割と機能を踏まえ、庵治町地域は、豊かな海洋資源や自然景観、特徴ある地場 産業などの特性と機能を生かしながら、海の交流拠点と自然と共生したやすらぎと健康づくりを 進めながら、創造的な生活空間を提供する

"豊かな自然と特徴ある地域産業を生かし、

創造的生活を育てる海の交流拠点ゾーン"

として位置づけることとします。

2-2-2 庵治町地域のまちづくりの課題と対応の基本方向(考え方)

(1) まちづくりの課題

庵治町地域は、少子・高齢化への対応、漁業や石材などの地場産業をはじめとする産業振興、 環境と景観の保全などの諸問題に適切に対応していくことが重要となっており、合併を契機とし て、活力ある地域づくりに向け、参加と交流を合言葉としたまちづくりを進めていくことが求め られています。

このような状況を踏まえ、合併後の庵治町地域のまちづくりを進めていくためには、次のような課題への対応が必要となっています。

自然、歴史、文化・芸術、石材産業などの地域特性を生かしたまちづくり施策の充実 少子・高齢化に対応した身近な行政サービスの充実

高松市との合併に伴う一体感の醸成

地域住民の意見を市政に反映させるための効果的な仕組みづくり

(2)対応の基本方向

まちづくりの課題に対し、次に掲げる基本方向をもとに、適切な対応を進めます。

現庵治町役場を地域行政サービスの拠点とし、庵治町地域の住民にとって身近な行政サービスの提供の場とします。

コミュニティ確立の視点から、将来の地域における自治組織の形成を促進するとともに、地域の特性を踏まえた地域行政サービスと地域活動のフォロー体制を整備することにより、地域の独自性の確保と市域の一体感の醸成を図ります。

合併特例法を活用し、庵治町地域を代表する議員の確保、住民の意向を市政に直接反映するための組織の設置などにより、地域住民の意向を市政に反映させるシステムの構築を図ります。

道路・情報通信網など基幹的基盤の重点的な整備を進め、豊かな海の資源を活用した交流 産業の育成、住民の自主的な活動の育成など、地域特性を生かした活力形成に向けての支援を図ります。

2-3 まちづくりの基本目標および基本方針と施策の方向

次の5つの基本目標と、それを具体化するための基本方針と施策の方向を明らかにし、新しい まちづくりを進めます。

(1) "連帯"のまちづくり

~保健・医療・福祉の充実した心身ともに健康に暮らせるまちの実現~

【基本方針】

少子・高齢化が進行する中、住民同士の連帯に基づいて、保健・医療・福祉の連携を図り、福祉の充実した、心身ともに健康に暮らせるまちの実現を目指します。

【施策の方向】

- ・高齢者・障害者にやさしいまちづくり
- ・保健と医療の充実したまちづくり
- ・子どもたちを健やかに育てるまちづくり
- ・基本的人権を尊重するまちづくり

(2) "循環"のまちづくり

~ 自然を守り、生かした、自然と共生するまちの実現~

【基本方針】

庵治町地域の豊かな自然環境や風光明媚な瀬戸内海の景観を保全するとともに、循環型 社会システムの構築などにより、貴重な自然資源を守り、活用し、自然と共生するまちの 実現を目指します。

【施策の方向】

- ・自然環境の保全と共生に基づくまちづくり
- ・水資源を大切にするまちづくり
- ・リサイクル型社会を構築するまちづくり
- ・自然景観と親しむ快適なまちづくり

(3) "連携"のまちづくり

~安全・安心な生活環境のもと、うるおい、ゆとり、文化、生活の豊かさを創造する まちの実現~

【基本方針】

価値観が多様化し、生活様式が変化する中で、住民と行政の連携による創意工夫に基づいて、住みやすい安全・安心な生活環境を築き、うるおい、ゆとり、文化、生活の豊かさを創造するまちの実現を目指します。

【施策の方向】

- ・安全で安心して生活できるまちづくり
- ・人材を育み、人々がいきいきと元気に暮らせるまちづくり
- ・生活の豊かさを実感できるまちづくり
- ・歴史と伝統文化を生かしたまちづくり

(4) "交流"のまちづくり

~ 豊かな交流資源を生かした活気あふれるまちの実現~

【基本方針】

自然、史跡、石の芸術文化など、豊かな交流資源を生かし、石材などの地場産業をはじめとする商工業の活性化、水産業・農業の持続的な振興を図るとともに、交流のためのネットワーク(ハード・ソフト)の充実を図り、地域の活力と住民の元気を育てるまちの実現を目指します。

【施策の方向】

- ・魅力ある観光・交流を育てるまちづくり
- ・時代の変化に応える産業を育てるまちづくり
- ・広域的な交流を育てるまちづくり
- ・利便性の高い交流基盤に支えられたまちづくり

(5) "参加"のまちづくり

~ 住民一人ひとりが参画するまちの実現~

【基本方針】

地方分権の要となる「地域自治」の実現に向け、行財政運営基盤の充実強化を進めるとともに、多様な住民の声を施策に反映する仕組みづくり、住民自治力の育成支援、情報公開・情報提供の拡充を図りながら、地域づくり、環境保全、文化、スポーツ、観光、交流など、あらゆる面での住民活動を活発化させることにより、次世代に誇れる、住民一人ひとりが参画するまちの実現を目指します。

【施策の方向】

- ・行財政運営基盤の充実強化を目指すまちづくり
- ・心ふれあうコミュニティ形成を基礎としたまちづくり
- ・住民と行政のパートナーシップに基づくまちづくり

2 - 4 市の将来構想

合併後の高松市全体としての望ましい都市づくりの方向性を示し、今後の市政推進の指針とします。

2 - 4 - 1 将来構想の考え方

高松市は、政令指定都市に準じた事務権限を有する「中核市」であり、これまで、県都としてはもとより、四国における行政、経済などの中枢管理都市としての役割を果たしてきましたが、瀬戸大橋の架橋をはじめとする高速交通網の整備による交通環境の大転換や、情報化・技術革新の進展、経済等のグローバル化に伴う地域間競争の激化などの中で、高松市の優位性の低下が懸念されています。

このようなことから、高松市はもとより、圏域全体、さらには香川県全体の発展のためには、 長年にわたって培ってきた四国の中枢管理機能や拠点性を今後とも堅持し、さらに拡充していく ことが重要な政策課題であると考えられます。

このような状況の中で、高松市と近隣町とは、日常生活をはじめとして、様々な都市機能や都市サービスを相互に補完・協力・連携し合うなど、経済的にも、社会的にも、高松市を中心都市として、密接な関わりと影響を持ち合う一体的な都市圏域を形成しており、従来の自治体の枠組みを越え、一体的なまちづくりを進めていくことが求められています。

また、地方分権の時代において、自立できる自治体への脱皮を目指すため、そして、厳しい財政状況の中で、行政サービスの水準を将来にわたって維持、向上させていくためには、それを支える一定規模以上の、財政力によって裏打ちされた、主体的な地域づくりのできる行政能力・行政体制の確保が不可欠です。

これらを踏まえ、将来の都市づくりを展望するとき、都市の活力の要素である人口規模や都市地域の拡大を図り、行政コストの削減と行財政基盤の充実強化、市民サービスの維持・向上や、各地域の資源等を生かした地域の活性化にもつながる「市町合併」を推進することにより、香川県および四国におけるリーディング・シティとしての役割と責任を着実に果たせる都市づくりを進めていく必要があります。

このようなことから、将来のあるべき姿として、それぞれの特性を有する地域が一つの自治体としてまとまり、その持てる資源や人材を最大限に生かし、個性と魅力あるまちづくりを進めることにより、圏域全体の将来展望のもと、地域の一体化と融合による活力あるまちづくりを推進することとします。

また、国において検討が進められている道州制における州都機能の確保をも視野に入れながら、 地方分権時代において、環瀬戸内海圏における中枢・中核都市として飛躍発展できるよう、それ にふさわしい規模と実力を備えた都市づくりを目指します。

2-4-2 将来構想を展望した都市づくりの方向

市町合併を通じた将来の都市づくりにおいては、合併自治体相互の信頼関係と協調連携のもと、まちづくりの主人公である住民の理解と協力、合意形成が特に重要であることはもちろんですが、地域を取り巻く情勢などを総合的に勘案するとき、おおむね次の6つを柱とした都市づくりを進める必要があります。

道州制における州都機能の確保を視野に入れた中枢性、拠点性を発揮できる都市づくり

これまで蓄積された四国を代表する高次都市機能や、市域拡大に伴う社会資本の面的広がりなどの都市資源の活用を図りながら、拠点性の高い地域の活性化をはじめ、居住環境の改善、 生活基盤の充実などに取り組み、新しい時代に適合した都市づくりを進めていく必要があります。

このため、市域内外を結ぶ公共交通の活性化など、総合的な視点に立った都市交通網の整備や、情報通信基盤の整備を図りながら、様々な都市資源を有機的に関連づけ、付加価値を高めるソフト事業を戦略的に展開する中で、にぎわいとうるおいのある都市空間の創造や、質的に豊かな都市生活を支える利便性の高い都市サービスの向上を図ります。

また、各地域の特性に根ざした都市として、新たな活力と魅力を創出し、効果的、効率的な都市政策や都市経営に取り組むことにより、道州制における州都機能の確保を視野に入れた中枢性、拠点性を発揮できる都市としての着実な発展を図り、豊かな地域社会の実現や、市民のより豊かな生活の確保を目指します。

市民が住みやすく、いつまでも住み続けたいと思える都市づくり

都市は、市民が安心して快適な生活ができることが必要です。

このため、少子・高齢社会の到来に伴う保健、医療、福祉の充実や、自然・都市災害への対応など、安全で安心して生活できる環境づくりをはじめ、自然環境の保全と資源の循環的な利用を基調とした、環境にやさしい循環型地域社会づくりや、うるおいとゆとりのある生活環境の整備、さらには、自由時間の増大、文化志向の高まりなどに対応した教養文化、スポーツ・レクリエーションなど、生涯学習の充実や文化活動の促進を図ります。

また、様々な生活分野において、それぞれの地域の有する施設や人材などのネットワーク化 や連携、住民同士の連帯感の醸成を図る中で、市民福祉や市民生活に関する施策や取り組みを 総合的、効果的に展開することにより、市民が住みやすく、いつまでも住み続けたいと思える 都市づくりを推進します。

地域の特性、特色を生かし、地域バランスに配慮した都市づくり

生活圏域が一体化する中で、職、住、遊、学などの機能を、それぞれの地域が、その特性に応じて分担し、連携することにより、地域全体の魅力を最大限に発揮できるような都市づくりが必要です。

このため、豊かで多彩な自然資源や都市資源、産業資源、歴史文化資源など、それぞれの地

域の有する個性、特色を生かした地域づくりを進めるとともに、都市集積度の高い地域と、中山間地域や島嶼部との間で、行政サービスの格差が生じないよう、適切な対応に努めます。

また、施設整備や行政機能などの面において、市民の利便性等を考慮する中で、都心部への 一極集中とならないよう、地域バランスに配慮するとともに、人口の減少している地域におけ る定住促進を図ります。

多様で幅広い交流を展開する都市づくり

瀬戸内海から讃岐山脈まで、変化に富む魅力的な自然環境は、海洋性のレクリエーションから田園、森林を生かした交流・体験型レクリエーションまで、多彩な観光レクリエーション、 交流の舞台を提供しています。

また、栗林公園、屋島、玉藻城などの歴史文化観光資源から、温泉などに代表される健康的な保養・レクリエーション資源、また、石彫芸術をはじめとする芸術文化資源、交流拠点としての道の駅ネットワークなど、多様な観光・交流資源が集積しています。

一方、サンポート高松をはじめとして、交通結節点やその周辺、主要幹線道路沿線などにおいて、商業・サービス業を中心に、にぎわいを創出する都市空間がつくられており、これらの資源集積は、市民に対して多様で魅力ある環境を提供するとともに、広く市域外からの集客を促す大きな要因となっています。

このように、多くの人が訪れ、交流が増すことは、産業の振興や都市の活性化をもたらし、 都市のイメージアップにもつながります。

このため、交流人口の一層の拡大に向けて、円滑な交流を促す道路や海上を含む公共交通などの基盤整備、広域的な観光レクリエーション機能、情報発信などのソフト戦略の積極的な展開などにより、多様で幅広い交流を支える都市づくりを進めます。

新しい時代をリードし、地域発展を支える産業を育てる都市づくり

工業団地や流通センターなどの生産・流通業務拠点をはじめ、香川インテリジェントパークなどにおける研究開発機能、都心部を核とした商業・業務機能など、産業活力を育てる基盤や機能の集積が進むとともに、特色ある地場産業や、生産・流通分野以外における多様な第一次産業の高次な活用が期待されています。

このため、都市活力の源泉である産業の活性化と雇用の拡充に向けて、これらの基盤・機能・ 資源を背景として、産業構造の変化や情報化・高速化の時代に対応できる産業活動の促進、経 営基盤の強化を図るとともに、研究開発型産業、頭脳集約型産業やソフト産業など、時代をリ ードする新しい産業の育成や企業の誘致・立地の促進に努めます。

また、自然や歴史文化、温泉などの豊かな観光・交流資源を生かした集客・交流産業の育成を重視するとともに、第一次産業と観光との融合などによる付加価値の高い産業の創出を促進するほか、生活、福祉サービスなど、コミュニティビジネスの育成を図ります。

地域みずからが主体的に取り組む自立した都市づくり

2 1世紀の都市づくりにおいては、行政だけでなく、住民、事業所などの多様な主体の参画による取り組みが強く求められています。

このため、情報公開と情報発信を積極的に推進する中で、女性をはじめ様々な分野の市民の 参画を保障するシステムの構築など、市民と行政のパートナーシップによるまちづくりを進め ます。

また、新しい時代に的確に対応できるよう、古い仕組みを改革し、将来に向けたシステムへと再生を図る中で、中核市としての機能を最大限に生かしながら、地域みずからが、自己決定と自己責任の考え方により主体的に都市づくりに取り組むことのできる、自立した自治体を目指します。

2-4-3 将来都市構想における望ましい都市像

前項における都市づくりの方向を踏まえた将来構想として、次のような都市像を地域共通の目標として掲げます。

21世紀の四国の州都を展望した

風格ある環瀬戸内海圏の中枢・中核拠点都市 / グレーター高松の創造

- 海・街・山と 人が融け合う 元気なまち・高松 -

これは、四国の州都にふさわしい風格のある都市づくりを展望した、環瀬戸内海圏の中枢・ 中核拠点都市としてのグレーター高松⁽²⁾の創造を目指すものです。

そして、瀬戸内海に面して立地し、瀬戸内海の恩恵を受けて発展してきた高松市の都市機能の集積をベースに、市街地中心部をはじめ、各地域の街(まち)、集落機能と、自然環境豊かな農村地帯、そして山間地域や島しょ部までの多様で特色ある地域が、融合し、一体となったまちづくりを進め、そこに生活する住民同士が、地域の共同目標を共有し、共通認識を持つことによって、地域の総合力を発揮する中で、元気のある都市(まち)を創り上げることを目標とするものです。

^(2)グレーター高松とは、広域的な都市圏を包括した表現として使っています(例:グレーターロンドン、グレーターロサンゼルスなど)

2-4-4 エリア別の機能整備の方向

住民の日常生活における安全・安心、市域の一体感、地域の均衡ある発展ということが、地域 共通のテーマであることは言うまでもありませんが、都市づくりの将来構想を実現していく上で、 地域特性などの諸条件を踏まえ、市域を大きく区分し、それぞれのエリアの個性等を生かした重 点的な機能集積の促進を図ることも、特色あるまちづくりを進めるうえから必要です。

また、このようなエリアにおいて、拠点ゾーンの整備を進めながら、エリアごとの活性化を図るとともに、エリア間の有機的な連携等により、それぞれの有するポテンシャルを相乗的に高める中で、市域全体の活力向上を目指すこととし、その基本的な考え方を一つの方向として示します。

臨海部・島嶼部エリア (海洋性交流創造エリア)

臨海部および島嶼部において、サンポート高松のウォーターフロントにおける親水・交流機能と連携しつつ、世界に誇れる瀬戸内海の地域資源を活用した海洋性レクリエーション機能、 交流機能を軸としたゾーン形成を図ります。

また、観光・文化資源を生かした海洋性の文化・芸術交流の拠点の整備を図ります。

都市中心エリア (業務・都市型産業創造エリア)

サンポート高松を中心とした国際化、情報化に対応した新しい都市拠点機能の核づくりやシンボルゾーンの形成、海陸交通のターミナル機能の充実、既成市街地の再整備などを通じて、 商業・業務機能の拡充やにぎわいの空間の創出、良好な市街地環境の整備などにより、高次都 市機能の集積した中枢拠点地域の形成を図ります。

また、香川インテリジェントパークを核とした新しい時代を拓く都市型産業や、特色ある文 化の創造に向けた、技術・情報・文化の複合拠点の形成を図ります。

都市近郊エリア(田園型産業・生活創造エリア)

都市近郊の特性を生かし、豊かな田園環境と調和した快適な居住環境や文化交流機能を軸とした、生活文化交流ゾーンの形成を図ります。

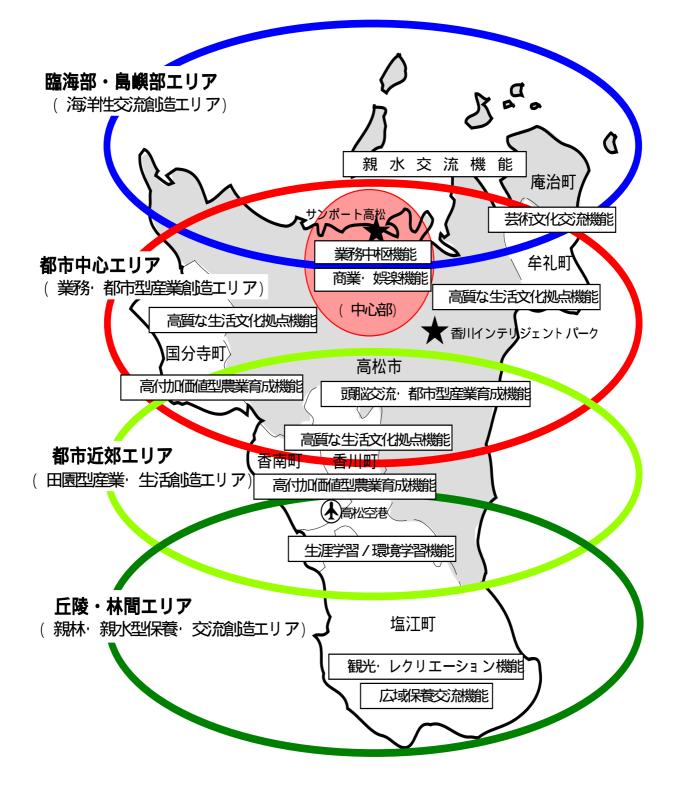
また、都市拠点地域と連携した商業・サービス機能の活性化を図るとともに、高松空港を活用した高付加価値型農業などの産業の振興を図ります。

さらに、都市中心エリアなどとのネットワークに支えられた、文化・スポーツなど、多様な 生涯学習の場として、市民の憩いとうるおい空間の充実を図ります。

丘陵・林間エリア(親林・親水型保養・交流創造エリア)

温泉を核に、森林、清流などの水と緑の自然環境を生かした観光・レクリエーション機能の 集積を進め、親林・親水型保養・交流環境づくりを進める中で、圏域内外から広域的に誘客で きる質の高い広域保養交流ゾーンの形成を図ります。

また、都市中心エリアなどとのネットワークに支えられた、文化・スポーツなど、多様な生涯学習の場として、市民の憩いとうるおい空間の充実を図ります。



(注) は特に重点的な育成が図られるべき機能

第3章 施策・事業

庵治町と高松市の速やかな一体化を促進するとともに、庵治町地域における住民の福祉向上と 市域の均衡ある発展を目指し、5つの「まちづくりの基本目標」に基づき、次のような各種施策 を展開します。

3 - 1 "連帯"のまちづくり

~保健・医療・福祉の充実した心身ともに健康に暮らせるまちの実現~

【基本方針】

少子・高齢化が進行する中、住民同士の連帯に基づいて、保健・医療・福祉の連携を図り、福祉の充実した、心身ともに健康に暮らせるまちの実現を目指します。

【施策の方向】

庵治町地域では、少子・高齢化が進行する中で、保健・医療・福祉に対する住民ニーズは、増 大するとともに、多様化しています。

厳しい財政状況の中、こうした課題に対応していくためには、住民と行政が共に手を携え、みずからの問題としてとらえ、連帯に基づいて「自助(住民みずからが取り組むべきこと) 共助(地域社会が共同して取り組むべきこと) 公助(行政として取り組むべきこと)」の原則のもとに解決していくことが求められています。

このため、"連帯"に基づいた保健・医療・福祉の実現、さらには、その根幹となる基本的人権 を尊重する社会の実現を目指し、次の施策を進めます。

(1)高齢者と障害者にやさしいまちづくり

地域福祉の充実

住民同士がお互いに助け合う地域福祉活動を促進するとともに、ボランティア・NPO(非営利組織)などの自主的な活動を支援します。

施設福祉・在宅福祉サービスの充実

高齢者や障害者が住み慣れた地域でいきいきと安心して生活できるよう、医療機関や保健・福祉施設と連携のもと、福祉と保健の拠点である保健福祉センター機能を活用し、在宅介護支援など在宅サービスの充実を図るとともに、障害の種類・程度に応じた適切なサービスの提供に努めるほか、健康増進のための諸事業の拡充を進めるなど、地域の福祉支援機能を充実します。

また、ひとり暮らしの高齢者や障害者に対する緊急通報システムを活用し、急病や災害等の緊急時に適切に対応するとともに、自立的生活の助長と社会的孤立感の解消に努めます。

さらに、国民健康保険・介護保険などの社会保障制度の適切な運営に努めます。

社会参加の促進

高齢者や障害者が、その能力を発揮し、積極的に社会活動に参加できるよう、就業と生きがいづくりを促進するため、高齢者や障害者が活動できる場と機会の拡充を図るとともに、シルバー

人材センターの機能の充実などの支援に努めます。

また、地域のイベントを生かして、世代間交流の促進を図ります。

地域社会のバリアフリー化の促進

高齢者や障害者が、地域の中で、安全に、安心して暮らせ、活動の場を広げられるよう、ユニバーサルデザイン(3)の視点に立って、住宅や公共空間のバリアフリー(4)化を図ります。

(2)保健と医療の充実したまちづくり

健康づくりの推進

乳幼児から高齢者まで、それぞれの段階における健康づくりをきめ細かく推進するため、 保健所、高松市民病院など、保健・医療・福祉の連携のもと、健康相談、健康診査、健康教育などを通じて、健康なまちづくりを進めます。

特に、保健福祉センターを健康づくりの拠点として、生活習慣を改善するなど、健康の維持増進を図るとともに、主体的に健康づくりに取り組むリーダーの育成を図ります。

地域医療体制の充実

医療機関とのネットワークを強化し、緊急時に迅速で適切な医療サービスが提供できる救 急医療体制の確保に努めるなど、地域医療の充実を図ります。

(3)子どもたちを健やかに育てるまちづくり

保育サービスの充実

核家族化や女性の社会参加が進む中で、多様化する保育ニーズに対応するため、特別保育の拡充、保育施設の整備などにより、保育サービスを充実し、安心して子どもを育てられる 環境づくりを進めます。

子育て支援サービスの充実

地域で子育てを支援する環境を整備するとともに、住民協力による地域の子育て家庭に対する 育児相談、子育てサークルの育成、児童虐待防止ネットワークなどの整備を図ります。

(4)基本的人権を尊重するまちづくり

人権尊重社会の実現

すべての住民がお互いの人権と平和を大切にする健全な社会づくりを進めるために、さまざまな人権に関する課題に対応する事業を総合的、計画的に進めます。また、住民の参画を求める中で、家庭、地域社会、学校、職場における人権教育、人権意識の啓発・高揚に努めます。

⁽³⁾ユニバーサルデザインとは、すべての人のためのデザイン(計画・構想・設計)という意味で、ものづくりやまちづくりを行っていく上で、初めから「年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、すべての人に配慮されたデザイン」を基本として取り組む考え方を言います。

⁽⁴⁾ バリアフリーとは、高齢者や障害者が生活する上で、行動の妨げになる障壁を取り除こうという考え方。具体的には、階段のスロープ化や段差のない床、車いすでも移動しやすい道路などが該当します。

ハンセン病に対する差別や偏見の解消

国立療養所大島青松園の入所者との交流を更に深めるとともに、ハンセン病に関する正しい知識の普及を推進します。

男女共同参画社会の実現

家庭や職場、地域など男女が社会のあらゆる分野で対等なパートナーとして参画し、さまざまな課題に取り組むことができる男女共同参画の社会づくりを進めます。

【重点的取組み事項】

| 施策の方向 | 施策項目 | 重点取組み事項 |
|-----------|-------------------|-----------------|
| 地東の川門 | 心及填口 | 重点収組の争項 |
| 高齢者・障害者にや | 地域福祉の充実 | |
| さしいまちづくり | 施設福祉・在宅福祉サービスの充実 | 保健福祉センターの機能の活用 |
| | 社会参加の促進 | シルバー人材センターの機能充実 |
| | | 等の支援 |
| | | 世代間交流の促進 |
| | 地域社会のバリアフリー化の促進 | |
| 保健と医療の充実し | 地域医療体制の充実 | 救急医療ネットワークの強化 |
| たまちづくり | 健康づくりの推進 | 保健・医療・福祉の連携 |
| 子どもたちを健やか | 保育サービスの充実 | 保育所の機能拡充 |
| に育てるまちづくり | | 特別保育の拡充 |
| | 子育て支援サービスの充実 | |
| 基本的人権を尊重す | 人権尊重社会の実現 | |
| るまちづくり | ハンセン病に対する差別や偏見の解消 | 大島青松園入所者との交流の促進 |
| | 男女共同参画社会の実現 | |

3 - 2 "循環"のまちづくり

~ 自然を守り、生かした、自然と共生するまちの実現~

【基本方針】

庵治町地域の豊かな自然環境や風光明媚な瀬戸内海の景観を保全するとともに、循環型社会システムの構築などにより、貴重な自然資源を守り、活用し、自然と共生するまちの実現を目指します。

【施策の方向】

南には霊峰五剣山がそびえ、三方を瀬戸内海に囲まれた庵治町地域の豊かな自然環境は、生活にうるおいとやすらぎを提供する貴重な財産です。この豊かな自然環境を保全するシステムを、行政のみならず、住民も主体となって地域ぐるみで創出することによって、海洋資源など良好な環境機能を維持・増進させるとともに、地域資源の循環を図ることは、美しい郷土を次世代に引き継ぐための責務です。

このため、循環の視点に基づいた自然環境の保全、水資源の確保と水を大切にするまちづくり、環境への負荷の少ないシステムの形成、地域の歴史や石のまちとしての個性を生かした快適なふれあい空間の形成などにより、自然と共生するまちの実現を目指し、次の施策を進めます。

(1) 自然環境の保全と共生に基づくまちづくり

海岸・河川の保全と活用

美しい瀬戸内海を望む海岸線を、住民が自然に親しめ、ふれあえるよう、うるおいとやすらぎを提供する親水空間として活用・整備するとともに、水ぎわクリーン作戦など、住民と行政が協働して、海岸や河川の水質浄化や美化に取り組むなど、優れた水環境の保全に努めます。

森林の保全と活用

水資源のかん養や大気の浄化、うるおいとやすらぎのある空間の創出など、さまざまな機能を有する森林の保全を図るため、間伐など森林の保育や治山事業を推進するとともに、広く住民に森林に関する各種情報や知識を提供し、森林づくりに直接参加する機会を提供するなど、住民と行政が協働して森林の保全に努めます。

(2)水資源を大切にするまちづくり

上水道等の整備

安全で良質な水を安定的に供給するため、水源の確保と浄水施設や配水施設の整備、老朽施設の更新などを計画的に進めます。

また、高所地区での水圧不足の解消を図るため、水圧増強用配水管を整備します。

節水対策の推進

住民への節水意識の浸透を図るため、各種啓発活動を実施するとともに、雨水貯留施設の 整備等への支援に努めるなど、雨水や再生水等の有効利用を進め、水の循環利用と節水を推

進します。

下水道等の整備

特定環境保全公共下水道整備を進めるとともに、地域の実情や環境特性に応じ、合併処理 浄化槽の設置促進などの生活排水施設の整備を進め、処理体制の確立を図ることにより、快 適な居住環境の確保と海や河川の汚濁防止に努めます。

(3)リサイクル型社会を構築するまちづくり

環境衛生の充実

無駄のない消費生活への啓発活動を強化するとともに、ごみの分別収集を徹底し、ごみの減量化とリサイクルに取り組み、生活レベルからの環境への負荷の少ない循環型社会づくりを進めるほか、ごみの収集・処理体制の充実、不法投棄の防止に努めます。

また、し尿処理体制の充実を図るほか、排出事業者の自己処理責任の原則に基づき、廃棄物の適正処理を促進します。

地域環境の保全

環境啓発活動を進め、行政、住民、事業者による地域ぐるみの環境保全活動を促進します。 また、公害発生源に対する指導監督体制の強化、開発による環境破壊の未然防止など、快適 な環境づくりを推進するとともに、地球環境の保全に向けて生活様式の改善などの取り組み を進めます。

(4)自然景観と親しむ快適なまちづくり

公園・緑地・遊歩道の整備

地域特性を活用し、石の彫刻などストリートファニチュアを配した公園、緑地を整備するとともに、城岬公園、緑道公園やすらぎの道、創造の森、御殿山園地や丸山親水公園などの各種公園を散策路で結び、住民の健康づくり、憩いの場として整備を図ります。

また、住民と行政が協働し、アドプト(5)制度などの活用を検討しながら、道路沿道のフラワーロード化や植栽など、住民の自主的・主体的参加による環境美化運動を促進します。 さらに、みかん畑等の休耕田畑である「パイロット地区」において、庵治町地域の景観を生かし、耕作道路を活用した自然散策道や、庵治石の作品を展示した彫刻の森などの整備を推進します。

⁽⁵⁾アドプトとは、「養子縁組み」という意味で、住民や企業等が自分達の生活・活動する地域の道路や河川など の公共基盤の一定区間について、「養子縁組み」し、清掃や緑化活動などを継続的に行うことを言います。

【重点的取組み事項】

| 施策の方向 | 施策項目 | 重点取組み事項 |
|------------|--------------|------------------------------|
| 自然環境の保全と共生 | 海岸・河川の保全と活用 | 海岸・河川の美化と水質浄化 |
| に基づくまちづくり | | 親水空間の整備 |
| | 森林の保全と活用 | 住民参加による里山の保全と活用 |
| 水資源を大切にするま | 上水道等の整備 | 上水道施設整備事業 |
| ちづくり | | 上水道施設監視システム設置 |
| | 節水対策の推進 | |
| | 下水道等の整備 | 特定環境保全公共下水道事業 |
| | | 合併処理浄化槽の設置促進 |
| リサイクル型社会を構 | 環境衛生の充実 | ごみの減量化・資源化の推進 |
| 築するまちづくり | | 不法投棄監視体制の充実 |
| | 地域環境の保全 | ISO14001 ⁽⁶⁾ 推進事業 |
| 自然景観と親しむ快適 | 公園・緑地・遊歩道の整備 | パイロット地区整備事業 |
| なまちづくり | | |

^(6) ISO14001とは、国際標準化機構(ISO: International Organization for Standardization)による 環境に関する規格の総称です。中でも、事業所において環境管理システムを構築する際の共通の基準として、 ISO14001が定められています。

3 - 3 "連携"のまちづくり

~安全・安心な生活環境のもと、うるおい、ゆとり、文化、生活の豊かさを 創造するまちの実現~

【基本方針】

価値観が多様化し、生活様式が変化する中で、住民と行政の連携による創意工夫に基づいて、 住みやすい安全・安心な生活環境を築き、うるおい、ゆとり、文化、生活の豊かさを創造するま ちの実現を目指します。

【施策の方向】

庵治町地域は、三方を瀬戸内海に囲まれた半島地域であり、最近の高潮被害や津波災害の発生可能性など防災面でも大きな課題を有しています。一方、江戸時代の藩主も別邸(庵治御殿)を建て多くの時を過ごすほどの豊かな海洋性の自然を擁しているとともに、「船かくし」や「墓標の松」をはじめとする源平合戦ゆかりの史跡が残っており、庵治締太鼓、庵治盆踊りなどの貴重な文化財も数多く保存されています。

このため、住民と行政が知恵を出しあい、連携することによって、安全・安心な地域環境を築き、豊かな自然に抱かれた環境のもとでの教育・学習環境の充実、地域固有の歴史や文化を生かしたまちづくりを進め、一人ひとりの住民が生活の豊かさを実感できるまちの実現を目指し、次の施策を進めます。

(1)安全で安心して生活できるまちづくり

自然災害対策の推進

住民が安全で安心して暮らすことができる生活基盤や環境を整備するため、地すべり、津波、高潮、地震をはじめとする自然災害を防止できるよう、総合的な治水対策と河川の計画的な改修や海岸保全施設の整備を推進します。

消防防災体制の整備

災害の防止に努め、万一の災害発生に際しては、速やかな対応が可能となるよう、防災無線の活用などにより、迅速で総合的な情報提供・防災体制の確立に取り組みます。

また、公共施設の耐震化の推進、消防緊急通信施設の拡充、屯所などの消防施設や装備等の整備などによる消防・防災体制の充実に努めるとともに、津波・高潮災害の発生時に備え、 高台の避難所を整備し、アクセス道路(谷東線、オ田2号線など)を確保します。

さらに、住民、企業の防火意識の啓発、高揚を図る中で、住民の参加による防災マップの 作成、避難場所の周知徹底、消防団活動の強化など、住民の自主防災体制・地域防災体制の 充実整備を進めます。

防犯対策の充実

住民の防犯意識の高揚に努めるとともに、通報制度や防犯協力体制を構築するなど、住民 同士が連携して組織的に防犯に取り組む体制の確立を図ります。

また、子どもの安全を確保するため、地域・家庭・学校の連携を強化するとともに、地域

で子どもたちを温かく見守る活動を促進します。

交通安全対策の充実

交通安全に対する意識を高めるため、交通安全思想の普及・啓発や交通弱者に対する交通 安全教育を充実します。

また、交通事故を未然に防止するため、生活道路をはじめとした道路における歩道の整備、交通標識、ガードレール、カーブミラー、照明灯などの交通安全施設の整備を進めます。

(2)人材を育み、人々がいきいきと元気に暮らせるまちづくり

家庭教育の充実

公民館などの公共施設を有効に活用して、家庭と学校、地域社会が連携し、相談や学習の機会などの拡充を図り、情操教育や社会ルールの学習など、豊かな人間性を育むうえで重要な役割を担う家庭教育の充実に努めます。

学校教育の充実

子どもたちの個性を伸ばし、海外との交流を深めるという直接的な機会や場を通して、国際社会に生きる資質、能力の向上や創造力を高める教育を推進するとともに、学ぶ機会の多様性を促すため、高松都心部の学校との交流機会の拡大に努めます。

また、瀬戸内海の海の自然を題材とした環境教育や庵治石などの特色ある地場産業と地域の歴史、伝統文化など、庵治町地域の特色を生かした郷土学習、体験学習、環境学習の充実を図ります

教育環境の整備

庵治町地域の幼稚園、小・中学校の耐震化や老朽化の進んでいる学校施設の適切な整備を進めるとともに、高度情報化に対応した校内 L A N を構築するなど、学校教育環境の充実に努めます。

また、従来から取り組んでいる小中連携をさらに強化し、小中一貫校設立などの可能性について検討します。

さらに、安全・安心な学校教育環境の形成に向け、不審者の侵入防止など安全対策を進めます。 生涯学習の充実

既存施設の有効活用などにより、コミュニティ施設など、生涯学習の場を整備する中で、学習機会の提供に努めるとともに、公共施設の開放、指導者の育成、地域の意欲ある人材を生かした、地域個性あふれる学習プログラムの充実やインターネットを利用した学習講座の整備を進めるなど、生涯学習の推進を図ります。

また、健康の増進と体力つくりや様々な交流のための多様なスポーツ・レクリエーション活動を推進するとともに、庵治町体育センターなど既存施設の活用を進める中で、スポーツ・レクリエーション施設の充実整備に努めます。

(3)生活の豊かさを実感できるまちづくり

地域情報化の推進

新世代地域ケーブルテレビの庵治町地域へのエリア拡大を促進するなど、情報通信機能や

基盤の整備を図ります。

電子市役所の構築

満足度が高い行政サービスが受けられるように、公共施設利用予約や各種申請・届出の電子化など、電子情報を活用した行政サービスや広報などにより、最新情報を提供します。

また、住民がインターネットを通じて相談や意見の提案ができるなど、電子市役所の構築 を進め、住民との双方向の行政サービスの充実に努めます。

(4)歴史と伝統文化を生かしたまちづくり

芸術文化の育成と交流の促進

石材加工の技術と文化など、歴史的・文化的に貴重な資源を、庵治町地域の誇りとして保存に努めるとともに、石の彫刻家の育成や石材業界の技術の向上、芸術感覚の養成などの場となっている「石のさとフェスティバル」などの開催により、石材加工を全国に向け情報発信していきます。

また、高松市歴史資料館の常設展示内容を変更することにより、庵治町地域の歴史や文化など を広く周知します。

歴史と文化の保存・継承

庵治町地域には、「庵治締太鼓」や「庵治盆踊り」などの伝統文化や伝統的な生活習慣が文化会などの活動を軸に保存、継承されてきています。これらの活動は庵治町地域住民における高齢者などとの世代間の交流機会としても重要なものであり、今後も指導者や後継者の育成の支援方法など文化団体の活動と連携しながら、伝統的な文化や生活習慣の保存・継承に努めます。

【重点的取組み事項】

| 施策の方向 | 施策項目 | 重点取組み事項 | | | | |
|-----------|-------------|------------------------|--|--|--|--|
| 安全で安心して生活 | 自然災害対策の推進 | 汐入川上流ポンプ場建設事業 | | | | |
| できるまちづくり | | 大島海岸防災事業(香川県) | | | | |
| | 消防防災体制の整備 | 自治防災組織の充実強化 | | | | |
| | | 避難所およびアクセス道路の整備 | | | | |
| | | 地域防災無線システム構築事業 | | | | |
| | | 消防緊急情報システムの整備事業 | | | | |
| | | 消防・救急無線デジタル化整備事業 | | | | |
| | | 携帯電話等緊急通報システム整備事業 | | | | |
| | 防犯対策の充実 | 防犯灯などの整備促進 | | | | |
| | 交通安全対策の充実 | 生活道路環境の整備 | | | | |
| 人材を育み、人々が | 家庭教育の充実 | | | | | |
| いきいきと元気に暮 | 学校教育の充実 | | | | | |
| らせるまちづくり | 教育環境の整備 | 幼稚園、小・中学校施設の整備 | | | | |
| | | 教育情報通信ネットワークシステムの整備事業 | | | | |
| | | 園児・児童の安全対策事業 | | | | |
| | 生涯学習・生涯スポーツ | まなび CAN インターネット塾整備運営事業 | | | | |
| | の充実 | 図書室の充実 (移動図書館巡回事業など) | | | | |
| 生活の豊かさを実感 | 地域情報化の推進 | 新世代地域CATV施設整備事業 | | | | |
| できるまちづくり | 電子市役所の構築 | 「電子市役所」構築事業 | | | | |
| | | 戸籍事務の電算化事業 | | | | |
| 歴史と伝統文化を生 | 芸術文化の育成と交流 | 石のさとフェスティバルの開催 | | | | |
| かしたまちづくり | の促進 | 歴史資料館常設展示内容の変更 | | | | |
| | 歴史と文化の保存・継承 | | | | | |

3 - 4 "交流"のまちづくり

~ 豊かな交流資源を生かした活気あふれるまちの実現~

【基本方針】

自然、史跡、石の芸術文化など、豊かな交流資源を生かし、石材などの地場産業をはじめとする商工業の活性化、水産業・農業の持続的な振興を図るとともに、交流のためのネットワーク(ハード・ソフト)の充実を図り、地域の活力と住民の元気を育てるまちの実現を目指します。

【施策の方向】

庵治町地域は、豊かな海産資源に恵まれた漁業と庵治石の全国的なブランド力をもつ石材産業を中心に発展してきました。これら貴重な資源を活用し、"海との交流"を軸とした地場産業、観光交流の振興を図るまちづくりを進めていくことが重要です。

また、サンポート高松では、豊かな学術研究機能の集積などを生かした国際的な会議・観光・ 交流の舞台が整い、集客型産業、交流産業を牽引力とする経済の浮揚と地域の活性化が期待され ています。

このため、こうした動向と連携し、歴史、石材加工技術などの地域資源を効果的に活用した交流の振興を図り、活力ある産業の創出を促進するとともに、これらを支える交流基盤(交通・情報通信)の整備により、活気あふれるまちの実現を目指し、次の施策を進めます。

(1)魅力ある観光・交流を育てるまちづくり

海の交流拠点の形成

地引き網体験や観光漁業などと連携するとともに、クルージング体験や海産物の食体験活動などの海洋性観光・交流を促進することによって庵治町地域を海の交流拠点ゾーンとして育成します。

観光・交流イベントの充実

全国でも最大の石材産業の集積地で、石材加工技術、芸術・文化に富む、庵治町地域の特性を生かし、石のさとフェスティバルの開催、丁場の採石作業現場を利用した学習など、石を生かした交流活動を推進し、"石のまち庵治"の情報発信に努めます。

(2) 時代の変化に応える産業を育てるまちづくり

農業の振興

認定農業者や新規就農者など意欲ある農業者の確保・育成と集落営農組織の育成を図るとともに、生産性の向上に資するほ場、農道など農業生産基盤の整備、農業経営の合理化を促進します。

また、農業と暮らしが密接な関わりをもつよう、地場産品の供給、観光・交流拠点や地域商店での直売の仕組みをつくり、地産地消を進めます。

さらに、貸農地や市民農園など、遊休農地を有効利用する仕組みづくりを進め、農業体験の場、学習機会の場を提供する体験交流型農業の振興を進めます。

水産業の振興

稚魚の放流による栽培漁業や効率的な水産資源の利用を目的とした資源管理型漁業の実践など、つくり育てる漁業を推進します。また、養殖漁種の多様化を図るとともに、付加価値の高い水産加工特産品の開発を促進するなど、消費者ニーズに対応した漁業の育成を図ります。

また、「庵治漁協活き活き日曜朝市」などの活動成果を踏まえ、観光漁業振興による漁業のサービス化、ビジネス化への転換を促します。

石材産業の振興

地場産業である石材業の振興を図るため、庵治町地域の石材産業を「新高松市の地場産業」として位置づけるとともに、石材事業者との連携を強めながら、関係機関と協力し、技術の継承、販路の拡大等を図るとともに、石材の新たな利用方法の開拓を進め、石材のブランド化、高付加価値化に取り組みます。

また、石のさとフェスティバルなどのイベントを通じて、石材を使う彫刻家、デザイナーの発掘と組織化の方策を充実するとともに、事業者と行政が連携して、石工体験などの体験型観光振興や石材による彫刻などの芸術を生かした観光振興に取り組みます。

商工業の振興

新たな経済環境に的確に対応するため、人材の確保・育成をはじめ、新製品・サービスの開発や販路開拓への支援など、企業の経営体質の改善や経営基盤の安定を図るための施策の充実を図ります。

コミュニティビジネス等の振興

高齢者福祉をはじめとする生活分野にわたる各種サービスやガイド、体験指導、観光漁業やマリンレジャー、石材の体験工房などのガイド、インストラクターなどの観光・交流にかかわるサービスに着目し、住民が協力したコミュニティビジネス⁽⁷⁾等の振興を促進するとともに、起業化を促すための支援方策を検討します。

(3) 広域的な交流を育てるまちづくり

地域間交流の促進

庵治町地域の海洋資源、自然、水産業や石の文化や芸術、ファミリーマラソン in Aji などのイベントなどを生かした交流を通じて、交流人口の拡大を図り、持続的な地域間交流・連携を進めます。

国際交流の促進と人材育成

石のさとフェスティバルの開催などによる多様な国際交流活動や国際交流イベントを企画・推進するなど、広い視野を持つ人材の育成と世界に開かれたまちづくりを進め、青少年をはじめとする住民の豊かな国際感覚のかん養を図ります。

⁽⁷⁾コミュニティビジネスとは、地域が抱える課題、問題を解決するために、地域住民が主体となり、自分たちのアイディアと地域にある資源を活用して、ビジネスとして継続的に取り組む地域密着型の事業活動のことを言います。

(4) 利便性の高い交流基盤に支えられたまちづくり

道路整備の推進

高松都心部へのアクセスの利便性を確保するために、丸山峠付近の県道バイパスとして丸山湯谷線の道路改良を進めるとともに、県道高松牟礼線から県道三木牟礼線に至る県道木田郡北部ルート(仮称)構想の牟礼町内における推進を強く働きかけるほか、その整備にあわせ、県道高松牟礼線と県道屋島公園線を結ぶ道路の整備を進めます。

また、狭く、ネットワーク化が不十分な町道などの生活道路について、路側改良等よる拡幅や待避所の設置、1.5車線化などの整備を進め、地域住民の利便性の向上を図ります。

さらに、高齢者や障害者などに配慮した歩道の改善、交通安全施設の整備、交差点改良、防災 対応の強化などによって安全で安心できる道路環境の整備に取り組みます。

公共交通の整備

若年層や高齢者の通学や通院の移動手段である路線バスについて、鉄道ダイヤにリンクさせ利用しやすい運行を検討するなど、利用者の需要を喚起するような運行体制の実現に努めます。

【重点的取組み事項】

| 【里川の収組の事項】 | | | | | | | |
|------------|---------|----------|-------------------------|--|--|--|--|
| 施策の方向 | 施 | 策項目 | 重点取組み事項 | | | | |
| 魅力ある観光・交流を | 海の交流拠点の | の形成 | 海洋性観光交流の促進 | | | | |
| 育てるまちづくり | 観光・交流イク | ベントの充実 | 石のさとフェスティバルなどイベント | | | | |
| | | | の開催 | | | | |
| 時代の変化に応える産 | 農業の振興 | | | | | | |
| 業を育てるまちづくり | 水産業の振興 | | | | | | |
| | 石材産業の振り | 興 | 石材のブランド化、高付加価値化の促進 | | | | |
| | 商工業の振興 | | | | | | |
| | コミュニティし | ビジネス等の振興 | | | | | |
| 広域的な交流を育てる | 地域間交流の値 | 足進 | ファミリーマラソン in Aji などイベント | | | | |
| まちづくり | | | の開催 | | | | |
| | 国際交流の促進 | 進と人材育成 | | | | | |
| 利便性の高い交流基盤 | 道路の整備 | 県道等整備 | 県道高松牟礼線(香川県) | | | | |
| に支えられたまちづく | | | 上記のほか | | | | |
| נו | | | - 県道木田郡北部ルート(仮称)構想 | | | | |
| | | | の検討(香川県) | | | | |
| | | 市道等整備 | 丸山湯谷線、湯谷循環線、竹居線など | | | | |
| | 公共交通の整体 | 構 | | | | | |
| L | t . | | II. | | | | |

3 - 5 "参加"のまちづくり

~住民一人ひとりが参画するまちの実現~

【基本方針】

地方分権の要となる「地域自治」の実現に向け、行財政運営基盤の充実・強化を進めるとともに、多様な住民の声を施策に反映する仕組みづくり、住民自治力の育成支援、情報公開・情報提供の拡充を図りながら、地域づくり、環境保全、文化、スポーツ、観光、交流など、あらゆる面での住民活動を活発化させることにより、次世代に誇れる、住民一人ひとりが参画するまちの実現を目指します。

【施策の方向】

地域の自立と主体的なまちづくりを進めるため、行政組織体制の効率化と健全な財政運営を推進するとともに、行政区域が拡がることにより、庵治町地域固有の意見が行政に反映されにくくなる、あるいは、住民と行政の距離が遠くなるなどの懸念に対応するため、住民と行政のパートナーシップを確立し、住民一人ひとりが参画するまちづくりを進めることが重要な課題となっています。

このため、合併の効果を可能な限り発揮させるため、行財政改革を推進するとともに、住民と 行政のパートナーシップを強化し、住民と行政が協働してまちづくりに取り組めるよう、地域づ くりをはじめ、福祉、環境、文化、スポーツなど、様々な分野におけるボランティア活動やNP O等に対する支援を行うほか、情報公開の推進や広聴・広報活動の充実などにより、住民一人ひ とりが参画するまちの実現を目指し、次の施策を進めます。

(1)行財政運営基盤の充実強化を目指すまちづくり

行財政運営の効率化と支所等の機能整備

地域行政サービスの一拠点として、支所・事務所機能を整備するとともに、合併の効果を可能な限り発揮させるため、職員の意識改革を促す中で、組織機構の見直しや事務事業の改革、改善、職員の定員管理の適正化など、行財政改革を積極的に推進し、行政コストの縮減を図ることにより、行財政基盤の強化を進め、行政サービス水準の維持、向上を目指します。

また、合併によって変更等の対応が必要な電算システムについて、時機を失しないよう適切に対応するとともに、合併後の行政需要の動向や行政組織体制のあり方を整理する中で、 庁舎機能の整備の必要性を検討します。

(2)心ふれあうコミュニティ形成を基礎としたまちづくり

コミュニティ活動の支援

自立と連帯に根ざした心ふれあう地域社会が形成できるよう、自主的なコミュニティ活動を促進するとともに、未利用等の公共施設の有効活用を検討する中で、コミュニティセンターなど、地域住民が気軽に交流し、活動できる拠点づくりを進め、コミュニティの活性化を図ります。

(3)住民と行政のパートナーシップに基づくまちづくり

住民との協働の推進

行政への住民参加と透明性の高い行政の推進を目指し、住民をはじめボランティア・NPO、企業との情報交換機会の拡充など、行政への住民参画と住民活動を促す中で、住民と行政とのパートナーシップに基づくまちづくりを進めます。

また、庵治地区地域審議会(仮称)を設置し、この建設計画の適切な進行管理と住民の声を市政に反映させるシステムを構築します。

情報公開の推進

行政の透明性を高めるため、CATVを活用した情報の提供など地域の情報化を推進するとともに、広聴広報活動や情報公開・情報提供を推進します。

【重点取組み事項】

| 施策の方向 | 施策項目 | 重点取組み事項 | | | | |
|-----------|--------------|--|--|--|--|--|
| 行財政運営基盤の充 | 行財政運営の効率化と支所 | 支所機能の整備 | | | | |
| 実強化を目指すまち | 等の機能整備 | | | | | |
| づくり | | 1938 (30) 13 (6) 3 (5) 2 (7) 2 (6) 143 (6) | | | | |
| 心ふれあうコミュニ | コミュニティ活動の支援 | コミュニティ活動拠点の充実整備 | | | | |
| ティ形成を基礎とし | | | | | | |
| たまちづくり | | | | | | |
| 住民と行政のパート | 住民との協働の推進 | 庵治地区地域審議会(仮称)の開催 | | | | |
| ナーシップに基づく | 情報公開の推進 | | | | | |
| まちづくり | | | | | | |

3-6 香川県事業の推進

この章で整理した重点取組み事項のうち、香川県が主体となって実施する事業について、次の とおり再整理しました。

合併後の高松市は、県都としての都市機能を生かし、都市部と中山間地域が連携した魅力あるまちづくりを推進する必要があります。このため、香川県においては、新市と連携し、都市基盤の整備を図るとともに、地域の特性を生かした新しいまちづくりを支援・推進するため、県事業を積極的に進めます。

| 事業名 | 主な事業箇所等 | | | | |
|--------|--------------------------|--|--|--|--|
| 県道改築事業 | 県道高松牟礼線 (庵治町) | | | | |
| | 上記のほか | | | | |
| | 県道木田郡北部ルート(仮称)構想の検討(牟礼町) | | | | |
| 海岸防災事業 | 大島海岸 (庵治町) | | | | |

第4章 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう、地域特性や地域 バランス、住民ニーズ、さらには財政事情などを十分考慮した上で、計画的に進めることを基本 とします。

また、統合整備を検討するに当たっては、行財政運営の効率化、既存施設の有効利用・相互利用など、総合的に勘案するとともに、住民サービスの低下を招かないよう配慮することとします。

第5章 財政計画

5-1 基本的な考え方

この財政計画は、歳入・歳出の項目ごとに、現行制度を基本として、過去の実績等を勘案しながら、合併年度およびこれに続く10年度(平成17年度~平成27年度)について、普通会計ベースで推計しています。

作成に当たっては、健全な財政運営を行うことを基本に、合併に伴う経費節減、国や県の財政 支援措置等を勘案しています。

5-2 歳入・歳出の考え方

(1)歳入

地方税・地方譲与税・交付金

過去の実績、今後の経済見通し等を踏まえる中で、現行制度を基本として、推計しています。なお、地方税は、不均一課税などの経過措置の影響も見込んでいます。

地方交付税等

臨時財政対策債を含む現行の普通交付税制度に基づくほか、普通交付税算定の特例措置 (合併算定替)、合併特例債の元利償還金に係る交付税措置など、合併に対する財政支援 措置を見込んで推計しています。

国庫支出金・県支出金

現行制度を基本として、過去の実績等を勘案し、合併に伴い措置される補助金等の財政 支援措置を見込んで推計しています。

地方債

建設計画の事業実施に伴う合併特例債や通常の事業債などの発行額を見込んで推計しています。

その他(分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入など) その他の歳入については、過去の実績等を踏まえて推計しています。

(2)歳出

人件費

合併後の退職者補充の抑制などによる一般職の職員数の削減、特別職・議員の減員などによる行政改革を目的とした人件費削減効果を見込んで推計しています。

扶助費

過去の実績等を踏まえて推計しています。

公債費

合併前までに借り入れる地方債の元利償還金を算出した上で、建設計画の事業実施に伴 う合併特例債など、計画の期間中に発行する地方債の元利償還金を加算して推計していま す。

物件費・補助費等

過去の実績等を踏まえ、合併による合理化・効率化を見込んで推計しています。 投資的経費(普通建設事業費)

建設計画に基づく事業およびその他の普通建設事業費を見込んで推計しています。 その他経費(維持補修費、積立金、投資・出資・貸付金、繰出金) 過去の実績等を踏まえて推計しています。

財政計画(平成17年度~平成27年度)

【歳入】 (単位 百万円)

| | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成 25 年度 | 平成26年度 | 平成 27 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|----------|---------|----------|
| 地方税 | 52,383 | 51,669 | 51,768 | 51,868 | 50,966 | 51,266 | 51,701 | 50,885 | 51,197 | 51,596 | 50,796 |
| 地方譲与税 | 1,649 | 1,649 | 1,649 | 1,649 | 1,649 | 1,649 | 1,649 | 1,649 | 1,649 | 1,649 | 1,649 |
| 交付金 | 7,158 | 7,128 | 7,128 | 7,128 | 7,128 | 7,128 | 7,094 | 7,069 | 7,069 | 7,069 | 7,069 |
| 地方交付税等 | 12,822 | 12,682 | 12,564 | 12,431 | 12,359 | 12,215 | 12,171 | 12,127 | 12,082 | 12,038 | 11,528 |
| 国庫支出金 | 15,912 | 15,801 | 16,176 | 16,508 | 16,909 | 17,325 | 17,758 | 18,205 | 18,670 | 19,150 | 19,650 |
| 県支出金 | 4,345 | 4,152 | 4,221 | 4,294 | 4,368 | 4,447 | 4,526 | 4,613 | 4,701 | 4,792 | 4,885 |
| 地方債 | 5,617 | 5,206 | 5,206 | 5,206 | 5,206 | 5,206 | 5,206 | 5,206 | 5,206 | 5,206 | 4,256 |
| その他 | 9,098 | 8,222 | 8,268 | 8,274 | 7,976 | 7,515 | 7,515 | 7,515 | 7,515 | 7,515 | 7,968 |
| 歳入合計 | 108,984 | 106,509 | 106,980 | 107,358 | 106,561 | 106,751 | 107,620 | 107,269 | 108,089 | 109,015 | 107,801 |

【歳出】

| | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|---------|----------|----------|----------|
| 人件費 | 24,832 | 24,781 | 26,526 | 25,755 | 25,817 | 26,504 | 26,503 | 26,378 | 26,789 | 27,204 | 27,316 |
| 扶助費 | 21,254 | 21,869 | 22,504 | 23,161 | 23,839 | 24,541 | 25,267 | 26,017 | 26,794 | 27,597 | 28,433 |
| 公債費 | 16,212 | 15,702 | 15,307 | 14,205 | 13,163 | 12,104 | 11,436 | 10,741 | 10,383 | 9,659 | 9,059 |
| 物件費 | 11,335 | 11,069 | 11,069 | 11,015 | 11,016 | 10,917 | 10,918 | 10,919 | 10,921 | 10,922 | 10,923 |
| 補助費等 | 8,519 | 9,067 | 8,873 | 8,899 | 8,580 | 8,447 | 8,405 | 8,088 | 8,072 | 8,018 | 8,016 |
| 投資的経費 | 12,281 | 9,569 | 8,179 | 9,849 | 9,665 | 9,367 | 10,274 | 10,072 | 9,967 | 10,197 | 8,357 |
| その他経費 | 14,551 | 14,452 | 14,522 | 14,474 | 14,481 | 14,871 | 14,817 | 15,054 | 15,163 | 15,418 | 15,697 |
| 歳出合計 | 108,984 | 106,509 | 106,980 | 107,358 | 106,561 | 106,751 | 107,620 | 107,269 | 108,089 | 109,015 | 107,801 |